

令和8年 第3回 新富町農業委員会会議録

(令和8年3月27日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 8 年 第 3 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 8 年 3 月 2 7 日 (金)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 8 年 3 月 2 7 日 午後 2 時 0 0 分 議長 閉会 令和 8 年 3 月 2 7 日 午後 3 時 0 6 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10 番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12 番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13 番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14 番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15 番	長友 嘉美	×
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		7 番 太田 茂 委員 8 番 鬼塚 眞理子 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係 長	中谷 静江	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (3) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (5) 遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について
- (6) 令和8年度最適化活動の目標設定等について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第13号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第15号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第16号 遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について

議案第17号 令和8年度最適化活動の目標設定等について

議長 ただ今から、令和8年第3回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 2月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 （報告事項を報告）

議長 この件について質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、7番 太田 茂委員、8番 鬼塚真理子委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 それでは、議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人■■■■はさん、申請地は大字上富田

字■■■■■■の畑で 323 m²及び大字上富田字■■■■■■の田ほか 2筆の計 1,957 m²で、4筆合計 2,280 m²です。所有権移転の経営規模拡大で 10a あたり■■■円の対価額は■■■■円となっております。なお、取得後は水稻等を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ありません。

議長 次に、その2について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 それでは、その2についてご説明いたします。

譲受人はその1番と同じ■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■の田で 519 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり■■■円で対価額は■■■■円となっております。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており耕作に問題のない土地でした。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ありません。

議長 次に、その3について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その3についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字新田字■■■■の 269 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり■■■円で対価額は■■■■円になります。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、代かきがされており耕作に問題のない土地でした。説明は以上

です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 ないです。

議長 次に、その4について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その4についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■及び■■■■■の田で合計 4,093 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり■■■■■円で対価額は■■■■■円となっております。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、代かきがされており耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 ないです。

議長 次に、その5について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その5についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■の畑で 338 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、無償譲与となっております。なお、取得後は大根を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現状は一段低い土地で竹が繁茂していますが、整地して隣接の農地と一体的に耕作するとの事です。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

仲原 ありません。

議長 次に、その6について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その6についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■の田で1,137㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■円で対価額は■■■■円となっております。また、申請地は都市計画区域内の第3種農地になります。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、作付けには問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ありません。

議長 次に、その7について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その7についてご説明いたします。

譲受人はその6と同じ■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■の田で710㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■円で対価額は■■■■円となっております。また、申請地は都市計画区域内の第3種農地になります。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、作付けには問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ありません。

議長 次に、その8について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その8についてご説明いたします。

借受人は新規就農者で■■■地区の■■■さん、貸渡人は■■■■

さん、申請地は大字新田字■■■■■■■■■■及び■■■■の畑で合計 12,406 m²です。賃貸借権設定で、賃料は 10a あたり■■■円で年間■■■円となっております。なお、取得後は甘藷を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、甘藷が作付けされており耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

猪俣 6 番、7 番の議案の金額があまりにも高いので説明して頂きたいです。

事務局 説明にもあったとおり、こちら第3種農地の場所で、■■■■■■の■■■が譲受人になります。以前、転用が出た所の隣接地になっていて、将来的に規模拡大で広げるということです。

猪俣 あとの目的があるんですね。

事務局 ありますけど、耕作は行ってくださいと指導しています。

猪俣 これ水稻作るだけだったら、あまりにも高いからですよ。

事務局 以前は、耕作もされていた経験もあって、機械も持ってらっしゃるそうなので作付けはするみたいです。

議長 ほかに質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 12 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 12 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 13 号「農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 それでは、議案 13 号について説明を求めます。

事務局 議案第 13 号についてご説明いたします。

今回、議案として上程するのは、新富町大字日置■■■■■に在住していた、耕作者：■■■■■氏の農業経営基盤強化促進法による貸借権の契約解除についての案件になります。4 ページに対象者一覧表を添付していますので、そちらをご確認ください。■■氏は■■■地区にて所有地及び借入地合計 58 筆 87,515.26 m²にて営農していましたが、農地を借り受けている所有者に告げず、令和 7 年 11 月頃に県外へ転出していました。それ以降、家族や所有者が電話をするも連絡が取れず、事務局でも文書を送付しましたが、現在でも応答がない状態です。借りていた農地の状態については、事務局が認知したところでは、昨年 11 月以降、管理がされておらず、見兼ねた所有者が自ら管理を行っている農地も見られます。また、一部所有者から、聞き取りしたところでは、賃料の未払いもあるようです。以上のことなどから、合意解約ができず今後の耕作も見込めないため、遊休農地化を防ぐ観点から、契約解除により新たな耕作者に農地を繋ぐことが、重要と考えております。

契約解除の手続きといたしましては、通常であれば宮崎県が許可権者となるため、転用申請等と同様に所有者から解除の許可申請書を提出して頂いたのちに、総会にて審議後、県に進達します。進達後、県が宮崎県農業会議の常設委員会に諮り、意見を聴取したうえで許認可の判断が降りるというような流れになっています。

本議案の目的としては、所有者が多数に上りますので、申請書が順次提出されることが予測されるため、提出毎に総会議決や県への進達を行うと、解除の手続きに時間がかかるということが考えられることから、解除の理由が町内におらず県外に転出したという共通かつ明らかであることを踏まえまして、申請書の提出の都度、会長専決によって進達を行い、後日総会にて報告することへの承認を求めるといった内容のものの議案になります。説明は以上です。

議長 今回の案件については、通常の転用等の現地調査と異なり、地元委員にも現地調査に参加いただきました。よって、現地調査の結果報告及び補足説明を井崎委員からお願いします。

議長 5 番 井崎 誠委員

井崎 5 番井崎が報告いたします。農地の状況については、概ね説明のとおりです。現地調査においても所有者に管理されている農地、そのままになっている農地それぞれ見られました。年内の内は本当に手が付けられない状態になっていたんですけど、先ほど説明があったようにけっこう今日見た所は良くなっておりました。次の準備の形で始まっておりました。家の周りの方も見たんですけど、家の方もそのままの状態になっておりまして、誰かいるような状態ではなかったです。以上です。

出口 次に耕作する方が決まっている場所があるんですか。

事務局 まだはっきりとは決まってないです。申請が出た段階でと思っています。

出口 もしこれが空きましたとなった時に、どこかに通達して借りてくだ
さいとするのか、どんな風になるんですか。結構な面積ですよ。

事務局 申請が出た段階で意向をお聞きして、もしどなたか候補者がいらっ
しゃるんでしたら、正式に中間管理で契約をするような流れで、農地
管理課を入れてお話をしようかと思っています。

中山 契約をちゃんとしとかなないとですね、そういうことになったらいか
んし。

議長 とにかく地主さんからの解約届が出てこないとどうにも動けないと
いうことですので、通知を出して、その結果でその都度報告したいと思
います。

猪俣 今のやつで私も現地を見に行った時に、■さんのところですよ。あの
ところだけは他の圃場としたときに、他の圃場は地主さんが維持管理
されているところもあったし、まだ今だったらロータリーをかければ、
借りる人が見つければいいんですけど、■さんのとこだけはここ2年
位放置されたまんまだからちょっと次の人を見つけるのは大変だろう
と思います。それと事務局の方からあったんですけど小作料金を払っ
ているかどうか分からない状態だから、ここを見た時に一番ひどか
ったんですよ。実質言ってみに行ったら、ここだけはどうかして

やらないと考えたんですよ。じゃないと■さんが次の人を探すといっても今の現状ではモア入れて草を切ってやらないと、この現状のままではとても、田に復帰という形にもならないんじゃないかなと。だから、本当からいうと耕作者ががちゃんとしてくれればいいけど、こっちのほかのところも全部、畑でマルチやコンテナなどがそのまましてあるところもあったんですけど、まあ畑にもなるところだからいいんですけど、■さんのところだけはどうかしてやらないと、近くで誰か重機でちょっとしてやらないと手がいるかなと思っているところです。

事務局 産業振興課にも情報提供していて、去年もあったんですけど草地開発事業がもし付けば一番いいかなと思っているところです。

猪俣 じゃないとここが一番大変だと思っているから、事務局の方でまたよろしく願いいたします。

議長 ほかに何かないですか。

出口 本人が所有している農地はどうなるんですか。

事務局 どうなるかわかりませんが、抵当権が入っているのではないかと。

出口 根抵当が入っていると、また抵当をどこがとるか。多分、農協が取った時にどうかせんとまた荒れるだけですよ。

事務局 管財人が立って処分するのかなあとと思います。

議長 とにかく本人さんが電話連絡でもしてくれれば進めようがあるんですけど、誰が電話しても応答がないもんだから。一つは土地改良区の問題もあるんですけど応答がないもんだからどうにもならないです。

議長 ほかに意見はありませんか。

議長 それでは、意見もないようですので採決します。
議案第 13 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 13 号については承認されました。したがって、提出毎の会長専決にて県に進達することといたします。

議長 次に、議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16 番 出口幸一郎委員

出口 16 番出口が申請番号 1 について説明します。買受申出者は■■■地区でミニトマトを作っている■■■■■さん、渡し人が大字日置■■■■番地の■■■■■さん、所在地が日置■■■■■■■■■■で 606 m²になります。10a あたり■■■■円で対価額が■■■■■円、公告予定日が令和 8 年 3 月 27 日になります。あと隣の隣接する農地を買い上げてハウスを増設する予定とのことです。こちらは井崎委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

10 番 猪俣 忠委員

猪俣 10 番猪俣が 2 番について説明いたします。譲渡人が大字新田■■■■■■■■の■■■■■さんで買受申出者が■■■■■さんと■■■■■さんで 2 名いらっしゃいます。申請地が新田■■■■■■■■■■の田で 450 m²、新田■■■■■■■■■■の畑で 2,862 m²合計 3,312 m²です。10 a あたり■■■■円ですけれども、■■■さんの分が■■■■■円で■■■■■さんの分が■■■■■円です。公告年月日が本日ですけど、通常だったら 30 万円か 35 万円なんですけれども、芳野委員との共同あっせんで話をしていたんですけど、■■■さんの方から若干、色を付けてくれないかということでどんどん吊り上がって結局こういう金額になりました。

あっせんの中で買う人譲渡する人で初めてこういうことになったんですけど、通常相場でいいんじゃないかと話があったんですけど、若干売人の方がもうちょっともうちょっということでどんどん上がって。買受人の方がそれでもいいですよということで新田地区の中では若干高くなったというのが報告です。こちらは芳野委員との共同あっせんです。

議長 次に、その3の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13番 倉永英生委員

倉永 13番倉永が申請番号3番の説明をいたします。所在については、大字上富田■■■■で現況が田です。面積については3,027㎡です。譲渡人が大字上富田■■番地の■■■■さん、買受申出人が■■■■さんで■■さんと同じ地区在住の方です。現在該当する田の耕作を行っております。10aが■■円ということで対価額が■■■■円です。太田委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その4の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2番 前田章男委員

前田 2番前田が4番について説明いたします。譲渡人が大字下富田■■番地の■■■さん、買受申出者が■■■■さんです。所在が下富田■■■の2,370㎡で対価額が■■■■円で10aあたりが■■円となっております。こちら長友嘉美委員との共同あっせんとなっております。以上です。

議長 次に、関連がありますのでその5及びその6の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2番 前田章男委員

前田 2番前田が5、6番の説明をいたします。譲渡人が■■■■■さんで買受申出者が■■■■さんと■■■■さんです。所在地が下富田■■■■■ほか2筆で計3筆の対価額が■■■■■円の10aあたり■■■■■円で、■■■さんが買う■■■■■■■■が10aあたり■■円、■■■■と■■■が10aあたり■■■円となっております。また、6番のこちらを買受申出者は一緒に■■■■■さんと■■■■■さん、譲渡人が大字下富田■■■■■■■■の■■■■■さんです。所在地が下富田■■■■■ほか2筆で合計3筆で7,711㎡です。こちらの■■■■■■が10aあたり■■■円で、■■■■■■が10aあたり■■■円となっております。それと、■■■■■さんの■■■■■が10aあたり■■■■■円で、合計10aあたり■■■■■円の対価額が■■■■■円となっております。この■■■の■■■

は周りよりちょっと低いんですが、土地的に排水がものすごく悪くて中々水が抜けないということで、なんとか条件が悪いので下げてくれないかということでこの価格になりました。申請番号5番6番ともに長友嘉美委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、関連がありますのでその7からその9の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2番 前田章男委員

前田 2番前田が申請番号7、8、9についてまとめて説明いたします。
買受申出者がすべて■■■■さんです。所在地が下富田■■以下8筆です。譲渡人は7番が■■■■さん、8番が■■■■さん、9番が■■■■さんです。7番が10aあたり■■■円の対価額■■■■■■円。8番が10aあたり■■■円の対価額■■■■■■円。9番が10aあたり■■■円の対価額■■■■■■円となっています。申請番号7、8、9すべて長友嘉美委員との共同あっせんとなっております。以上です。

議長 ただ今、議案第14号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第14号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第14号については承認されました。

議長 次に、議案第15号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第15号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程する

ものでございます。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 29 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 15 号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の祇園原地区ほか、個別案件で、賃貸借 24 件、使用貸借 5 件の合計 29 件になります。以上、説明とします。

議長 ただ今、議案第 15 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 15 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 15 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 16 号「遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について」を議題といたします。

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。昨年の 8 月 19 日から 22 日にかけて農地パトロールを行いました。その中で非農地判定となりうる農地につきまして、担当班の方で確認して頂きましたので承認をお願いいたします。

今回、非農地判断を承認していただくのは、議案書 18 から 21 ページの 1 番から 11 番に挙げております、畑 17 筆 17,128 m²及び田 7 筆 3,419 m²、採草地 1 筆 1,995 m²の計 25 筆で計 22,542 m²となります。
(モニターにて現場の状況等を説明)

なお、判定の基準といたしましては、対象地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地を非農地判断の基準として

おります。以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第 16 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

中山 この 8 番の■■■さんの田んぼは養鶏のところからはいったところですか。

事務局 そうです。

中山 うちの畑から入って、以前、ダンプが相当入って行って土砂を入れた所でしょう。そこは、私の家にも隣接する畑の持ち主さんのことで福岡の方から文書が来たんですよ。メガソーラーをここでやりたいと。私は全然知らなかったんですよ。なんでこんなだだっ広く埋めたのかと。■■■さんの土地というのは知っていたんだけど。何を目的にこんなに埋めたのかなあと思ったんですよ。太陽光発電の許可申請を出していると。そして近直、説明会というか司法書士の方を連れて参りますのでその時はよろしく願いますという文章が福岡の方から来たんです。その土地はそういう目的で埋め立てがされたということですね。

中山 相当な台数が来て、谷を埋めたですもん。

井崎 その横を今度、また非農地で上がってきたんですね。

中山 田んぼとか作る様な所じゃなかったです。谷間で山の水で。昔は道があってそれから追分の方に道があって行けて生活道だったです。

議長 結局、ソーラーを作ろうというころはまだ農地の状態です。

議長 ほかに質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので、採決します。
議案第 16 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 16 号については承認されました。したがって、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、議案第 17 号「令和 8 年度最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。

議長 議案の内容について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 17 号についてご説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について（ガイドライン）に基づき、毎年、最適化活動の目標を定めることとされております。現時点で、暫定の部分もございますが、議案のとおり作成しております。内容について特に問題なければ、この内容で農業会議に報告し、その後、県の確認を経て公表することになります。

それでは内容についてご説明します。22 ページにつきましては、委員会と町内の農家・農地等の基本情報を載せています。こちらは、また後日、県から最新の数値が来てから修正しますので、今回は令和 7 年度と同じ数値を載せています。

続きまして 23 ページをご覧ください。こちらが農地集積と遊休農地に関する事項になります。まず、農地集積についてですが、1 の（1）の①の現状及び課題については、現時点で産業振興課の調査報告が済んでいませので、昨年度と同様の数値を入れております。②が①の数値を基に、県が定める集積率目標の 80%から逆算して出した目標面積になっています。

続きまして、（2）の遊休農地の解消のところでございます。こちらは 8 月の農地パトロールの内容を基に、新規発生面積の約 3 ha と見込んでいまして、解消面積及び非農地判断面積を相殺し、県への遊休農地報告で最終的な数値が出ますので、公開の際に修正させていただきたいと思います。②の目標のところですが、アの項目については過去の調査内容に基づくものですので、こちらの数値は変更ありません。イが解消目標になりますが、こちらは 1 ha とさせていただいています。

続きまして、24 ページをご覧ください。（3）①の新規参入の項目は令和 7 年度の実績を載せています。課題につきましては、土地利用型農業の耕作者確保等について触れております。（3）②につきましては、令和 7 年度の総会で審議した、権利移動の総面積を記載しております。今月の審議分はまだ算入しておりませんが、内訳を大体のところで申しますと貸借約 189ha で、3 条申請に関するものが約 27ha、中間管理ですがあっせんで売買約 15ha です。目標値は平均値から割り出した数値になっております。

最後に、2 の最適化活動の活動目標のところでは、（1）推進委員等

が最適化活動を行う日数目標については、本年度実績を考慮し、8日に据え置いています。(2) 活動強化月間の設定目標については、農地パトロール等の遊休農地対策や、あっせんで残っているものの掘起こしといった活動目標を載せています。(3) 新規参入相談会への参加目標については、県主催の新規就農者相談会への参加目標を記載しています。説明は以上でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたがご意見等はないですか。

長友保 あっせんの成功率はどのくらいですか。

事務局 出せないことはないですけども、今年が大体7割は行っていると思います。

長友保 なかなか買い手がいない。言えば借りた方が得じゃないという話になるんですよ。若い人が買えば年数があるからいいんですけど。もう、買う人が60歳とかになったら逆に借りていた方がましという事になるんですよ。1万円ぐらいなら。値段を下げる訳にはいけないし。安ければ買うという人もいるけど。作っている人が70代だから買うという意思はない。

事務局 町の政策でも、個人経営は限界があると思うので会社化するとかですね、要は持続可能な取組にしていくとか検討していかないとはいけないんじゃないかなと言うところがあります。農林業センサスでいくと農業者の数は過去最大の減少らしいので、あと5年先10年先と言うのもあるんですけどなかなかの部分もあります。

猪俣 町の地域計画の中で出たんですけど、各地区で話が纏まっていないところもあるという話だったんですけど、地域計画をしたところの中で80%行ってるんですかね。

事務局 行っていないです。

猪俣 5年10年後には結局辞めて次の担い手に貸すというような話が地域計画の中で出ているからですよ。それを集計した時に、耕作放棄地じゃないけど借手のいない土地が結構でてくるんじゃないかなと思ったりするんですよ。うちの柳瀬地区とか富田地区とかの区画整備されてい

るところはいいんですけど、新田西地区とか圃場整備がされていないところ今後、今からするような計画のところもあるんですけど、そういうところだと今から整備が進まない限りは今の現況でいくと。取得したいという人は結構いらっしゃるんですよ。それ以上求めても5畝とか1反せまちとかしかないからですよ。求めたとしても筆数がものすごく多いんですよ。ところが整備されているところは、3反以上の整備だから買ったとしても有効的に利用できるし、そんなに空きはないかなと思っているんですけど、新田西地区の場合はまだ着工もされていないということになれば、今、結局担い手さんも少ないし耕作者自体が60代か70代の方が今まだ個人で作られているという形で、その方達が担い手に作ってくださいと言っても担い手さん自体も大型機械が導入できないから。そうなってくるとなかなか進まない。そういうのがちょっとあるかなと思っています。今心配をしています。

井崎 農協もここ何年かで新規就農を進めない方向で、今の本部長がこの間からずっと言っていて。結局新規就農で入ってこられて、保証がないのに農協しか貸さないのに町とか県とか言われて貸しているんだけど相殺できないままに辞められて。新規就農じゃなくて親元就農が増えてくれるといいんだろうけどという様な話をしている。やはり保証人がいないというのが一番のネックだと言っていた。新規就農、新規就農というけど進まないのはそこがあるんですよ。

長友保 新規就農者は何年補助金もらえるんですかね。

事務局 5年です。

長友保 やはり見ていて、無造作に投資していて払っていけるのかなと思う。零からの出発だから、何も保証がないから。

猪俣 融資を受けたとしても支払いがなかなか難しくなる。今、井崎委員が言った様に親元就農でやりながら自分で就農する前に広げていく形だったらちゃんと元があるから、それだったら貸しても全然構わないんですけど、息子に譲ろうとするんだと、親子が一緒にやっているからですよ。ところが新規で入った方は全く農業のノウハウがない人が1、2年の勉強とかそういう形できてやりたいと言っても面積を広げる訳にはいけないですわ実質。それもあつて、国自体が規模拡大しなさいとかスマート農業やりなさいとかいい話がいっぱいあるんです。と

ころがそれに対して補助が何があるか明確にしてやるとか、今の農水大臣がもう少し政策関係を。需要に応じた米を作りなさいとか言うけど何万トン何ヘクタールという話なら分かるけど今水稻の話は全く出ていないし、米は下げてくれ下げてくれというような形でできているからですよ。それと今言ったように目先の5年10年は見通せないというから担い手を作ったとしても任せられない、預けられないというような形ですね。大型機械を購入したけど支払が途中で途絶えた、収入がなくなったということになれば、なんぼ息子がいたとしても跡を継いでくれよと言ったとしても息子に借金をやるような形になれば親としてもなかなか譲れない。現況から少なめに作付けを減らしていこうとか返そうかというような形になっていくんじゃないかなと実質いつて今の状態でいったら。そういうのも市町村もだけど県知事とかも確実に言うようにならないと。

事務局 耕作者の方に投資をして欲しいですけど、今までは土地のことしか言わないから農水省は。農地のことはよく言うんですけど。

井崎 法人になればお金貸しますよというけど、結局、法人になっても良い話は聞かないんですよ。切り替えたい人達はあるんだけど一歩も二歩も後ずさりしている話もあるけど。やはりなった人たちは大変な面があるとよねと逆に聞いている。

猪俣 今、法人関係の会社を設立しても元金がいるし、結局それだけ面積が増えれば結局雇用しないといけないから、今賃金がどんどん上がって来ているからですよ。自分の収益と面積をどんどん広げていかないと人件費を払う費用が生まれるから、法人を設立したとしても雇用人数が20人か30人位雇用しないと30ヘクタールか40ヘクタールとか施設園芸とか考えたりしていかないと。周年で行かないと、施設園芸は周年で作っているからいいけど水稻関係は1回転しかできなから畑作裏作で何か作るという様な収益でいかないとまずできない。結局手広くやったとしてもなかなか今の状況でいったら物価高、だし人件費や燃料費みたいに上がってくれば国がいくら補助したって1年あるかないかだからですよ。経済成長して見通しつかなくなったら、ただ単に法人を作ろうかとかと言う形にしている人もあるんだけど、10年後20年後まで考えとかないとなかなか飛びついて作ろうかということもできないし。誰か町内でこういう形で水田があれば誰か担い手が作ってやらないといけないなと思うんですけど、なかなかそれにお前が作ってくれとかお

願いもできないし。どんどん厳しくなってくるような感じなんですよ
ね。

議長 ほかにご意見はないですか。

議長 それでは、意見もないようですので採決します。
議案第 17 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 17 号については承認されました。したが
いまして、町ホームページにて公表することといたします。

議長 以上で、令和 8 年 3 月 27 日開会の第 3 回新富町農業委員会定例総会
に付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 8 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____